

平成 29 年 11 月 21 日

タカタ株式会社
代表取締役会長兼社長 高田 重久

タカタ九州株式会社
代表取締役社長 桂田 治夫

タカタサービス株式会社
代表取締役社長 川崎 修

米国連邦倒産法第 15 章に基づく外国倒産手続の承認決定及び カナダ会社債権者整理法第 4 部に基づく外国倒産手続の承認決定のお知らせ

タカタ株式会社、タカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、平成 29 年 8 月 9 日（現地時間）、米国デラウェア地区連邦倒産裁判所に対し、米国連邦倒産法（Bankruptcy Code）第 15 章に基づき、タカタ株式会社を外国代表者（foreign representative）として、日本における当社らの民事再生手続（東京地方裁判所平成 29 年（再）第 20 号・第 21 号・第 22 号。以下「本再生手続」といいます。）の承認を申請し、同月 11 日（現地時間）、同裁判所より仮の救済命令（Provisional Relief）の発令が出されておりましたが、同年 11 月 14 日（現地時間）、同裁判所において、本再生手続を外国主手続（foreign main proceedings）とする承認決定が出されましたので、お知らせいたします。

この承認決定により、本再生手続の効力が米国内において承認され、当社らに対する米国内の訴訟提起及び当社らが米国内に有する資産に対する強制執行等が禁止されることとなります。

また、当社らは、カナダのオンタリオ州高等裁判所に対し、タカタ株式会社を外国代表者（foreign representative）として、カナダ会社債権者整理法（Companies' Creditors Arrangement Act）第 4 部に基づき、本再生手続の承認を申請しておりましたが、①同年 9 月 1 日（現地時間）、同裁判所において、本再生手続を外国主手続（foreign main proceedings）とする承認決定（Japanese Recognition Order）が出され、続いて、②同年 10 月 13 日（現地時間）、同裁判所において、東京地方裁判所民事第 20 部が同年 6 月 28 日午後 5 時に行った本再生手続に係る再生手続開始決定のうち、債権等に関する手続（本再生手続における再生債権の届出期間、認否書の提出期限、再生債権の一般調査期間、報告書等の提出期限及び再生計画案の提出期限）を定める部分に係る承認決定（Claims Process Recognition Order）が出されまし



たので、お知らせいたします。

これらの承認決定により、本再生手続の効力がカナダ国内において承認され、当社らに対するカナダ国内の訴訟提起及び当社らがカナダ国内に有する資産に対する強制執行等が禁止されることとなります。

引き続き、本民事再生手続へのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以 上